

(ポイント)

●カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールにおいて現在実施されている行動規制が9月2日(水)まで延長されることが決定されました。

### 在ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-80)

ネパール政府の新型コロナウイルス感染拡大の予防措置(カトマンズ盆地内3郡における新たな行動規制の延長)について

1 カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールにおいて現在実施されている行動規制が9月2日(水)まで延長されることが決定されました。

2 主な行動規制の内容は以下のとおりです。

- (1) 食料品の購入など、基本的生活に必須な用事以外の外出を禁止する。
- (2) 電気、通信、ゴミ収集、病院など基本的生活に必須なサービスを除き、ホテル、レストランなど全ての営業を禁止する。
- (3) 緊急な用務及び基本的な生活物資の運搬業務を除き、公用・私用車両の移動を禁止する。

3 なお、野菜等の食品を扱う小売店等の営業は午前9時15分までに限り、許可されております。

4 当地に滞在している邦人の皆さまにおかれましては、やむを得ず外出する場合には、引き続き、適切なソーシャル・ディスタンス(2m以上)を取り、3密(密閉・密集・密接)を避け、マスクの着用・手指消毒を行う等、各自十分な感染対策をしていただき、感染状況に関する報道等の情報をご確認くださいませよう、お願いいたします。

5 最近のニュースでは、行動規制に違反したとして1日に1,000人以上が取締対象になり、多数の車両が押収されているとの報道があります。警察に確認したところ、この行動規制に違反した場合は、最悪の場合、逮捕され1ヶ月以下の留置若しくは100ルピーの罰金、またはその両方が課される(感染症(管理)法)可能性があるとのことでしたが、1か月以下の留置若しくは1,000ルピーの罰金、またはその両方が課される(地方行政法)が適用される可能性があるようですので、十分注意してください。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。